

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした利害関係者の立場を踏まえ、経営の透明性、公平性、健全性を確保した上で、持続的な企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要課題と捉えております。コーポレート・ガバナンスの強化に資する各種施策の実行により、株主やその他利害関係者の方々と強固な信頼関係を築いてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(3)

当社は、後継者の問題は重大な経営課題と考えており、今後、取締役会や代表取締役会議及び任意のグループ指名・報酬委員会を通じてグループ全体として適切に検討し、実行してまいります。2020年4月に、社長、会長等の役職を置かず、理念・ビジョンを共有した複数の代表取締役による「革新的グループ経営」体制に移行しました。本体制のミッションには後継者育成も含まれております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(3)

当社では、原則毎月1回以上取締役会を開催し、重要案件の審議・決議を行っております。また、資料をあらかじめ配付あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を通じて、経営課題について十分な検討を行っております。

具体的な取締役会全体の実効性の分析・評価については、現段階では行っておりませんが、今後、各取締役の自己評価や外部機関を活用して評価を行い、その結果の概要を毎年開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

＜政策保有株式に関する基本方針＞

当社は、重要な仕入先、販売先、資金調達先その他主要取引先等との安定かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務提携、情報共有等が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるという観点から、投資額と期待収益、保有リスク、関連事業戦略の重要性等を総合的に勘案し、必要と判断した場合に、上場株式を保有します(以下、「政策保有株式」)。また、取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性に加えて、保有に伴う投下資本、便益及びリスクと投資コストとの関係等を定量的に検証し、保有意義の見直しを行っております。なお、継続して保有する必要がないと判断した株式については、売却を進めるなど政策保有株式の縮減に努めております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では関連当事者間の取引(取締役の競業取引、主要株主や取締役と会社間の取引等)を行う際は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引については株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため退職金制度を制定し企業型確定拠出年金と退職金一時金制度を導入しております。

企業型確定拠出年金の運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供のほか、入社時には説明を行い運用の確認を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社はホームページに経営理念、開示方針等を掲載しております。また、第2四半期、第4四半期決算時に発行する株主通信(株主様へのご案内)に経営理念や事業戦略、配当方針等の情報を開示しております。その他、有価証券報告書、決算短信、IR関連の説明資料等でも各種情報の開示を行っております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等にて開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・方針

当社の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容については、グループ指名・報酬委員会における審議を通じて、各役員が担う役割・責任、これまでの実績、担当するマーケットの規模等に鑑み判断するものとしております。業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬により構成されております。固定報酬は、役職位に応じて個別に決定されます。また、変動報酬は、業績連動報酬と個別設定項目達成報酬とし、業績連動報酬は、事業計画比及び前年度成長度合いにより固定報酬の最大30%を限度とし、個別設定項目達成報酬は、個人別の目標設定の達成度合いにより固定報酬の最大10%を限度として決定されます。他方、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役及び社外取締役は、変動報酬は相応しくないため、固定報酬のみの構成といたします。(取締役の報酬額等の総額については当社株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。)

・手続

各役員の報酬額決定にあたっては、報酬決定の透明性、客観性を確保するため、監査等委員である取締役を除く業務執行を担う取締役各人別の報酬に関しては、取締役会から委任を受けたグループ指名・報酬委員会にて審議・決定しております。グループ指名・報酬委員会は、その議長を監査等委員である取締役(社外)伊達玲子氏が務め、委員を監査等委員である取締役成瀬達一氏・朝香友治氏、代表取締役CEO今野邦廣氏の他、社外有識者天野豊美氏によって構成されております。取締役会は、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役、社外取締役及び社外有識者を3分の2超とするグループ指名・報酬委員会の審議・決定に委ねることにより、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員会にて決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・選任・指名の方針

取締役会は、各々次の方針に従って選任・指名を行っております。

- ・経営陣幹部は、高度な業務知識と豊富な業務経験、リーダーシップがあること、法令を遵守し、透明性を持って業務執行を行えること、当社の企業価値の最大化に資する人材であること
- ・取締役候補は、経営者としての経験、見識、当社への貢献があること、当社の企業価値の最大化に資する人材であること
- ・監査等委員である取締役候補は、経営を監督するために必要な経験、見識があり、取締役の職務執行を適切に監督・監査できること、当社独自に定めた独立性の基準に準拠すること

・選任・指名の手続

取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とするグループ指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は、上記方針に従って、取締役候補の指名及び経営陣幹部の選任に関し、審議することで、取締役候補の指名及び経営陣幹部の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性を担保しております。

・解任の方針と手続

経営陣幹部及び取締役の解任に当たっては、その任務遂行に著しく困難な事情が生じた場合、客観性及び透明性を高めるためにグループ指名・報酬委員会の審議及び助言・提言を踏まえ、取締役会により決定いたします。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外を含む取締役候補者の経歴、選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1 (1)

取締役会では、法令及び定款に定められた事項を含み、適法且つ迅速に、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資する重要事項に対する適切な意思決定を行っております。取締役会の決議事項は取締役会規程にて具体的に定めております。また、職務権限規程(職務権限表)において、金額等の量的基準及び質的基準に基づき、取締役会、各種委員会、代表取締役、執行役員、部門長等の意思決定機関または意思決定者の決裁、審議、承認、諮問・協議等に関する権限を明確にしております。

[原則4-8. 独立社外役員の有効な活用]

当社は監査等委員会設置会社となっており、独立社外取締役を5名選任しております。監査等委員会及び取締役会にて独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件や東京証券取引所が定める基準に加え、事業会社経営者としての十分な経験に基づく見識または会社法・会計分野等の高度な専門知識を持ち合わせており、中立・客観的見地からの的確な助言が果たせることを選任の基本方針としております。

また、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。当社の社外取締役の独立性判断基準は、株主総会招集通知にも記載しております。

[原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会構成は、年齢、性別、国籍等に捉われず、取締役会の業務執行と監査・監督機能が十分に発揮されるよう、経営に資する様々な知識・経験・能力やグローバルな視点において、バランスの取れたものとするを基本方針としております。その結果、取締役会構成員14名のうち、独立社外取締役監査等委員5名(うち女性3名)という構成となっております。また、独立社外取締役監査等委員において、財務・会計をはじめ、法務や経営など各種専門分野に関する適切な知見を有している者を選任しております。

補充原則4-11 (1)

取締役会は、原則4-11のとおり、バランスの取れた構成であることを基本方針としており、当社の規模及び事業内容に鑑み、取締役会が高い実効性を発揮できる構成と規模を維持します。また、取締役の選解任に関する方針は原則3-1(iv)の通りです。

補充原則4-11 (2)

事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職の状況を開示しております。現段階では、当社の社外取締役の兼職の状況は合理的な範囲にとどまっていると認識しております。業務執行取締役については全員当社グループ以外の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

[原則4-14. 取締役のトレーニング]

補充原則4-14 (2)

当社では、取締役の役割や責務については、就任時を中心に外部セミナー出席等で研修を行うとともに、法令等のアップデートは社内の担当部署等から説明及び研修を行っております。また、会社の事業、財務、組織等に関する知識については、取締役会・グループ戦略会議・各種重要会議において行われる業務執行取締役やグループ責任者等からの担当業務の業務執行状況、経営課題進捗状況の報告等を通して習得しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

- ・IR担当部署である広報・CSR・IR部を中心に、管理及び事業部門等との情報共有により有機的な連携を図っております。
- ・決算発表後には、機関投資家、アナリストからの電話取材や、WEB面談・個別面談を実施しており、その結果につきましては、適宜IR担当者から、トップマネジメントにフィードバックしております。
- ・個人投資家、機関投資家、アナリストとは、持続的な成長に関する観点を重視しながら、インサイダー情報の管理に留意し、対話するよう努めております。
- ・個人投資家、機関投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、当社株式の保有有無及び目的、保有期間、面談理由を勘案し、合理的な範囲で取締役等が対応しております。

・機関投資家向けに当社の経営方針等についてより理解を深めていただくため、決算説明会や経営説明会等のラージミーティング開催を検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ケイエムエフ	5,150,000	17.12
株式会社エスグラントコーポレーション	2,493,700	8.29
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 ソニー株003口 再信託受託者 株式会社日本カストディ	2,234,820	7.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,422,900	4.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	892,207	2.96
株式会社三菱UFJ銀行	818,377	2.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	765,400	2.54
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 ソニー株008口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	717,000	2.38
株式会社みずほ銀行	692,022	2.30
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	623,800	2.07

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松山 遙	弁護士											
戸川 清	他の会社の出身者											
手塚 仙夫	公認会計士								△			
伊達 玲子	他の会社の出身者											
鈴木 みき	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山 遙	○	○	----	弁護士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。 注) 松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遙です。

戸川 清	○	○	----	機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。
手塚 仙夫	○	○	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)に1972年から2013年まで勤務	公認会計士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。
伊達 玲子	○	○	----	経営及びマーケティングのコンサルティング業並びに製造業において実務と経営双方に長く携わることで得た豊富な経験と見識に基づき当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。
鈴木 みき	○	○	----	弁護士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	7	2	2	5	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会と協議のうえ、監査の充実を図るため、監査等委員の職務を補助する使用人を置いております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員会事務局への配属に際して、専任の使用人のほか他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない使用人を選出することで、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該使用人の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は、会計監査人との定期的な打合わせや監査講習会等への出席を通じて、監査活動の把握と意見交換などの相互連携を行い、監査等委員会の活動の効率化と質的向上を図っております。
また、監査等委員会は、内部監査を実施する内部監査室から監査の計画及び結果について適時に報告を受ける等、内部監査部門との効率的な監査を行っております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	グループ指名・報酬委員会	5	0	3	1	1	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	グループ指名・報酬委員会	5	0	3	1	1	0	社外取締役
------------------	--------------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

取締役及び執行役員の指名や報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする「グループ指名・報酬委員会」を設置しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

変動報酬制度の導入 詳細は「CG原則3－1. 情報開示の充実 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」の記載参照

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

詳細は「CG原則3－1. 情報開示の充実 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」の記載参照

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役をサポートする専属の担当部署は設置していませんが、必要に応じて関係部署が社外取締役をサポートする体制を取っております。内部監査室及び内部統制部門並びに会計監査人との情報交換の促進等、社外取締役による経営の監督・監査が十分に機能する体制構築を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役及び取締役会)
当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名と監査等委員である取締役7名（内、社外取締役5名）で構成されております。定例の取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、具体的な付議報告基準のもと、重要事項の審議・決定を行っております。取締役会への報告事項及び審議事項に関しては、各種委員会を設置し、国内外子会社を含む各事業部門の重要な意思決定に係る事項が漏れなく上程される運営を図っております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、社内取締役を委員長とし、取締役7名(内、社外取締役5名)で構成されております。監査等委員会は、会社の健全な発展と社会的信頼の維持向上を図るため、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時で開催しております。また、監査等委員は、取締役会及びグループの重要な会議に出席するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員ならびにグループ執行役員等の経営幹部との十分な意思疎通を図り、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。また、グループ監査役連絡会を原則毎月1回開催し、当社及び当社グループ全体の監査の実効性を高める体制を採っております。さらに、より効果的かつ適正な監査・監督を行うため、会計監査人及び内部監査部門との連携を密にし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行について、より厳正な監査・監督を行っております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主をはじめとした利害関係者の立場を踏まえ、経営の透明性、公平性、健全性を確保した上で、持続的な企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要課題と捉えております。コーポレート・ガバナンスの強化に資する各種施策の実行により、株主やその他利害関係者の方々と強固な信頼関係を築いてまいります。

この方針を実現するため、当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るため、2018年に監査等委員会設置会社、またグループ戦略の企画・推進機能とガバナンス機能を強化するために2019年に純粋持株会社それぞれに移行し、各種委員会を設置し、国内外グループ会社の重要事項の審議、取締役会への付議・報告事項の欠落の防止を担保、及び監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいりました。さらに、「情報と技術で、新しい価値、サービスを創造・提供し、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、「エレクトロニクスの情報プラットフォーム」を目指し、持続的に成長・進化をするために、2020年4月に、理念・ビジョンを共有した複数の代表取締役による「革新的グループ経営」体制に移行しました。概要は以下のとおりです。

・代表取締役を中心に、必要に応じて事業責任者や幹部も参加する「グループ戦略会議」を設置し、経営戦略及び事業間シナジーを機動的に議論する。

・取締役会の権限を委員会や事業会社等他の機関に移譲し、スリム化することで意思決定の迅速化を図る。

・コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的とし、社外取締役を法務・会計・経営等に関して高い専門性を有する者の構成とすることで監査等委員会のさらなる充実を図る。

・グループ指名・報酬委員会の委員長を社外取締役とし、取締役の選解任プロセスの透明性を担保し、経営者としての適性があれば長期にわたり経営に携われる体制とする。

以上を実践していくことで、未来を見据えた長期経営を実現しうる体制を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	東証に発送日の2営業日前に提出
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の発送日の2営業日前に公式ホームページに掲載 日本語HP https://www.restargp.com/ 英語HP https://www.en.restargp.com/ 東証、議決権電子行使プラットフォームに提出
その他	・バーチャル株主総会の開催。又は通常開催とのハイブリッドでの実施 ：株主総会后、公式ホームページにて動画配信 https://www.restargp.com/ ・6月末開催の変更 ：実施の予定なし

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	公式ホームページの投資家情報サイトに、決算短信・有価証券報告書・株主 通信・決算補足説明資料等を掲載 (URL: https://www.restargp.com/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報・CSR・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重に関連した「行動規範」を策定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	「行動規範」において自らの活動について適時適切な情報提供を行うことを定めておりま す。また公式ホームページの投資家情報サイトに、IR基本方針として情報開示の姿勢及び 考え方について記載しております。 (URL: https://www.restargp.com/)
その他	レスターグループは従来からESG(環境・社会・ガバナンス)活動と環境エネルギー事業等 に積極的に取り組んでおります。今後は、企業活動として国連が2030年にゴールを定めた SDGsの取組み(持続可能な開発目標)をより一層推進して参ります。 SDGsに関する基本理念として、レスターグループはSDGsの活動による具体的な取組み を通じて、世界の持続的な発展に貢献し、SDGsの取組みを実際の事業に結びつけて、ビ ジネス機会と社会貢献の両立を目指して行きます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令、定款及び行動規範に基づき、適正な業務執行を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、継続的な整備・運用を実施します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款、規程、企業倫理を遵守した行動をとるための「レスターグループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
- (2) 「レスターグループ行動規範」の遵守を確保する体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、適正な対応に努める。
- (3) 内部通報制度の整備・運用によって、レスターグループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
- (4) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報・文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は「リスク管理規程」にもとづき、各社各部門においてリスクの識別・評価・対応を行うと共に、各種委員会・会議等を開催しモニタリングを行う。また、重要度に応じて、親会社の取締役会等へ報告する体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、各社の取締役会をそれぞれ定例的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前に各種委員会で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規程」にしたがい、当社への決裁、報告を行うほか、毎月、重要な子会社における取締役会決議、及び重要な報告を親会社の取締役会において報告する。また内部監査室が子会社について内部監査を行い、子会社における業務の適正を確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。

監査等委員会は内部監査室を管掌し、内部監査室は常勤監査等委員に監査報告を行い、指示を受ける。

取締役は、必要に応じて内部監査室に特定案件の調査の指示をすることができ、内部監査室は該当する取締役に報告を行う。内部監査室は内部統制委員会と連携を図るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、以下の事項を発見した場合に監査等委員会に報告を行う。

- ・子会社の取締役会にて決議又は報告した事項
- ・会社に著しい損害を及ぼした事実、又は及ぼすおそれのある事実
- ・法令及び定款等に違反する行為、又は違反するおそれがある行為
- ・その他、会社の業績に影響を与える重要な事項
- ・監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保する体制を構築する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じた費用又は債務の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

10. その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、必要に応じ当社の取締役及び執行役員、並びに子会社の取締役等と会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行う。

11. 財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、不備が発見された場合は是正処置を講じる。また、「内部統制の4つの目的」として挙げられる他の3つの目的（業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、資産の保全）等について業務執行側として取り組むために「内部統制委員会」を整備・運用し、グループガバナンス体制の強化を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

レスターグループにおいて共通適用される具体的な行動規範として、「レスターグループ行動規範」を制定し、その中で反社会的勢力に対しては、「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を遮断します。」と定め、不当な要求等を受けた場合には、弁護士、警察等と連携し、毅然たる態度で対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

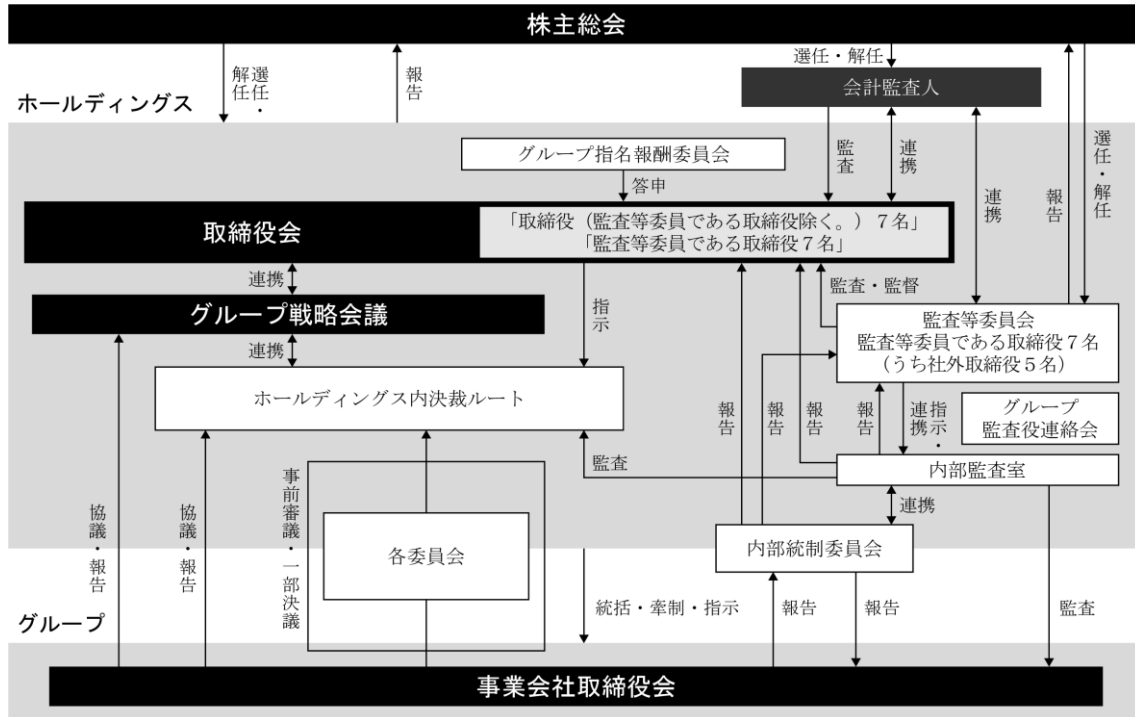
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要を図示すると次のとおりです。



以上